

平成27年第1回大多喜町議会定例会

1月会議会議録

平成27年 1月30日 開会

平成27年 1月30日 散会

大多喜町議会

平成27年第1回大多喜町議会定例会1月会議会議録目次

第1号（1月30日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開会及び開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
日程の追加及び順序の変更	13
議長の辞職	14
日程の追加及び順序の変更	15
議長の選挙	15
日程の追加及び順序の変更	18
議席の一部変更	18
日程の追加及び順序の変更	18
副議長の辞職	19
日程の追加及び順序の変更	20
副議長の選挙	20
常任委員会委員の選任	22
議会運営委員会委員の選任	23
休会について	24
散会の宣告	25
署名議員	27

第 1 回大多喜町議会定例会 1 月会議

(第 1 号)

平成27年第1回大多喜町議会定例会1月会議会議録

平成27年1月30日(金)

午後2時00分 開会

出席議員(11名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	志関武良夫君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	小高芳一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	加曾利英男君
企画財政課長	西郡栄一君	生涯学習課長	関晴夫君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	渡辺八寿雄	書記	大竹義弘
------	-------	----	------

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 同意第1号 監査委員の選任について

日程第4 議案第1号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算(第12号)

追加日程第1 議長の辞職

追加日程第 2 議長の選挙

追加日程第 3 議席の一部変更

追加日程第 4 副議長の辞職

追加日程第 5 副議長の選挙

日程第 5 常任委員会委員の選任

日程第 6 議会運営委員会委員の選任

◎開会及び開議の宣告

○議長（小高芳一君） 皆さん、こんにちは。

きょうは、大分寒い中でありますけれども、議員の皆さん、町長初め、執行部の皆さんには、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、会議は成立しました。

ただいまより、平成27年第1回大多喜町議会定例会を開会いたします。

これより1月会議を開きます。

(午後 2時00分)

◎行政報告

○議長（小高芳一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 平成27年第1回議会定例会1月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、平成27年第1回議会定例会1月会議を開催させていただきましたところ、議長初め議員の皆様方には大変お忙しい中をご出席をいただき、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書によりご了承をいただきたいと存じます。

1年のうちで最も寒さの厳しい時期を迎えまして、これからしばらくの間、インフルエンザの流行や、昨年のような大雪による被害が心配されるところでございます。

さて、昨年11月に、「まち・ひと・しごと創生法」が参議院本会議で可決・成立しましたが、この法律は人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京への人口集中を是正するため、安心して生活を営むことができる地域社会づくりや、地域における雇用の創出を推進していくことなどを基本的な理念に掲げており、町でも今後の5カ年間を見通した総合戦略を策定し実行していかなければならないものと考えております。

この総合戦略の策定やこれに基づく施策の実施に当たっては、期間も限られていることから、議員の皆様にもいろいろご協力をいただかなければならないこともあろうかと思っておりますので、その折は、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

さて、本日の会議でございますが、監査委員の選任に関する案件と、補正予算を議案とし

て提出させていただきましたので、十分ご審議をいただき可決くださいますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（小高芳一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（小高芳一君） 次に、諸般の報告であります。平成26年第1回議会定例会12月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りいたしました印刷物によりご了承願います。

次に、監査委員から12月25日及び1月26日に実施いたしました例月出納検査結果の報告がなされております。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小高芳一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

9番 吉野 僖一 君

10番 山田 久子 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（小高芳一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本町議会では通年議会を導入しており、本定例会の会期については、通年議会実施要領第2条の規定により、原則1月から翌年の招集予定日の前日までとされております。このため、翌年の招集日程日を確認いたしましたところ、現時点で、平成28年1月22日招集予定ということとなります。そこで、過日開催いたしました議会運営委員会で協議の結果、本日から平成28年1月21日までの357日間とする会期の案が決定されています。

つきましては、議会運営委員会で決定された会期（案）のとおり、本日から平成28年1月21日までの357日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会議は本日から平成28年1月21日までの357日間とすることに決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第3、同意第1号 監査委員の選任についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、同意第1号 監査委員の選任について、提案理由の説明をさせていただきます。

本件につきましては、監査委員としてご尽力をいただいております矢代健雄氏の監査委員としての任期が本年2月14日で満了することから、新たに識見からなる監査委員として、大多喜町部田7番地、滝口延康氏を後任の監査委員として選任しようとするため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

滝口延康氏の略歴につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、京葉銀行の習志野支店長や八日市場支店長などを経て同銀行のお客様相談室長の要職を務めるなど、金融経済、また会計上の知識が豊富で人格も高潔な方でありますので、本町の監査委員として適任者であるものと判断するものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださるようお願いを申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。

本件は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小高芳一君) 日程第4、議案第1号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算(第12号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(西郡栄一君) 議案第1号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算(第12号)の説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。

平成26年度大多喜町一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,208万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億1,566万9,000円とするものとございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によることを定めるものとございます。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によることを定めるものとございます。

初めに、繰越明許費について説明をさせていただきます。7ページのほうをお開きください。第2表、繰越明許費、表内の2つの事業を翌年度に繰り越しをさせていただこうとするものとございます。

初めに、款2総務費、項1総務管理費、事業名、電子計算業務費。金額、373万7,000円。この事業は国において番号制度事務が当初の予定より2カ月から3カ月程度おくれたことに伴い、本庁の基幹系システムの改修におくれが生じたので、年度内完成が困難となり翌年度に繰り越すものとございます。

次に、款9教育費、項5保健体育費、事業名、海洋センター管理運営事業。金額、529万

2,000円。この事業は、海洋センタープールの配管の改修に係るもので、昨年12月ころから水位の低下が見られ、調査したところ、循環配管からの漏水が発見されました。この改修に係る設計期間及び工事の工期を考慮すると、年度内完成が困難なことから翌年度に繰り越すものでございます。

2つの事業の合計額は、902万9,000円でございます。

次に、事項別明細書の2、歳入の説明をさせていただきますので、10ページをお開きください。

2、歳入。款17寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金、2,965万1,000円の増額補正はふるさと納税額の増額を見込み、計上させていただきました。なお、1月28日現在の寄附金の申込額ですが、3,131万4,000円でございます。

次の、款18繰入金、項1基金繰入金、目6ふるさと基金繰入金、1,570万6,000円の増額補正はふるさと基金から取り崩し、ふるさと納税事業に充当させていただくものでございます。

次の、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金、572万4,000円の増額補正は今回の補正の一般財源として繰越金を充てたものでございます。

次の、款20諸収入、項3雑入、目3雑入、100万円の増額補正は職員の弔慰金でございます。

次のページをお開きください。

3、歳出。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、100万円の増額補正は職員の弔慰金でございます。

次の、目6企画費、4,535万7,000円の増額補正は説明欄のふるさと基金積立事業として寄附金全額を一度ふるさと基金へ積み立てるものと、次のふるさと納税事業として8節報償費は、ふるさと納税の謝礼品として特産品代と使用済みのふるさと感謝券の精算分でございます。

11節、需用費は、感謝券を入れる箱台とパンフレットの印刷。

次の、12節の役務費は、感謝券の郵便料。寄附金受領証明書や郵便振替用紙の郵便料でございます。

14節の使用料及び賃借料は、代理収納システムの利用料でございます。

次の、款5農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費、55万8,000円の増額補正は、次の款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費の55万8,000円の減額分を組み替え増額するものでございます。産業振興課では職員が1名退職し、さらに職員1名が特別休暇と

なり、事務が著しく停滞するおそれがありますので、建設課に勤務している再任用職員が2月から産業振興課に異動して勤務するため、土木費から農林水産業費に人件費を組み替えるものでございます。

次に、款8消防費、項1消防費、目4災害対策費、43万2,000円の増額補正は、気象庁から特別警報が発表されたときにJアラートが自動起動対応するためのパソコン用ソフトの修正委託料でございます。

次の、款9教育費、項5保健体育費、目3体育施設費、529万2,000円の増額補正は海洋センタープールの改修に係る設計監理委託料と工事請負費でございます。

以上で、平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第12号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 7ページの繰越明許費の中の総務費、電子計算業務費、この中身が番号制に伴う費用だということですが、この番号制についてどんなふうに捉えているのか質問したいと思います。

この番号制のメリット、そしてデメリット、費用対効果、そして情報管理などについてどんなふうに考えられているのか、説明してください。

それからもう一つ、イニシャルコスト及びランニングコストはどのくらいかかるんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは質問が幾つかございましたので、もし答弁漏れがありましたらご指摘をお願いしたいと思います。

まず、番号制のメリットでございますけれども、個人あるいは法人に番号を付することによりまして、その番号を活用して効率的な情報の管理、またはその行政事務を適正に処理することができるというようなメリットがございます。例えば税関係ですとか、あるいは一般の方がいろいろな申請に来たときに、そういう番号制を活用することによって、その方の事務、手間といいますか、そういうものが省ける。また、町としてもそういうものを簡単に集約することができるというようなことで、メリットがございます。

これにつきましては国の法律に基づくものでございますので、どこの市町村でも同じことをまずしないと効果があらわれませんので、そういう意味では、例えば大多喜町はやらない、そういうようなことはできないのかなというふうに思います。

あと、費用対効果という質問でございますが、現在、総額では資料はございませんけれども、このシステム改修に関するものにつきましては、今年度歳出としまして432万円を計上させていただいております。

以上です。

(「個人情報の保護」の声あり)

○議長(小高芳一君) 総務課長。

(「情報漏れとかそういうことについては」の声あり)

○総務課長(加曾利英男君) 個人情報に関しましては今、取りまとめをしておりますけれども、そういう番号制によってどういうものが見えるか、あるいはどういうものが見えないかとか、そういうものを国のほうで決めてありますので、そういうものを適正に管理していくということで、それ以外のものに使う場合には町の条例等の改正が必要になりますけれども、国の基準、そういうものに基づいて管理をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

(「デメリット」の声あり)

○総務課長(加曾利英男君) デメリットは、これはまだ実際運用されていないわけですが、国の法律に基づいて実施しているものがございますので、特にデメリットというのはないというふうに考えております。

○議長(小高芳一君) コストの話がありましたけれど、いいですか。

(「ランニングコスト」の声あり)

○議長(小高芳一君) 総務課長。

○総務課長(加曾利英男君) これは実際始まりますのが、28年1月というようなことになりまして、現在まだすぐに始まるということではございませんので、ランニングコストのほうについては今資料を持っておりません。申しわけございません。

○議長(小高芳一君) ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 番号制を適用する範囲というのは、今、答弁された中にあった税とか申請の問題とか、そのくらいなもんですか。番号制でカバーする範囲についても教えてく

ださい。それとデメリットはないとおっしゃいましたけれども、番号ですから、成り済ましということも考えられるというふうに専門家の間では危惧されていますけれども、そういうことなんてデメリットの中に入らないんでしょうか。被害は案外と大きいんじゃないでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まずいろいろ運用というようなことだと思いますが、税は特に、そういうのには非常に効果的といいますか、効率的になるのではないかと。

あと、先ほど申し上げましたけれども、例えば町民の方が子育て関係の申請ですとか、その他さまざまな町のほうに申請、年金の例えば現況届ですとか、そういうようなときにその番号制を使うことによりまして、速やかに、あるいは今は証明書とか添付しておりますが、そういうものもつけなくて済むというようなことで非常にメリットはあるのではないのかなと思います。

あと、成り済まし云々というご質問でございますけれども、実際、必ずそれが無いというようなことは、機械がやることといいますか、システム上のことですので、全くないとは言えないのではないかなと思いますけれども、そういうものも順次、国あるいは県のほうで改修して、町単独でやるわけではございませんので、そういうものによって町もそれに従って修正するものは修正するというふうなことをしていきたいと思っております。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 13ページのふるさと納税事業についてご質問させていただきたいと思っております。

先ほど企画課長のほうから1月28日現在の納税額ということでお話をいただきましたが、このふるさと納税は使い道によってそれぞれにコースが分かれていて、そこにこの寄附をしていただいているのではないかなと思うんですけれども、その内訳、それぞれに幾らずついただいているのかお願いいたします。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 1月28日現在ということですのでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○企画財政課長（西郡栄一君） 自然環境の保全及び自然環境を生かした地域の活性化事業といたしまして268万円。社会福祉事業に対するもので、91万7,000円。青少年の健全育成と教

育の推進を図る事業、93万7,000円。鉄道沿線とバス路線への支援及び沿線の環境美化推進事業といたしまして、141万3,000円。文化財の保護及び地域の伝統文化等の伝承事業、61万7,000円。農林業及び商工業の振興に関する事業、17万4,000円。指定がない寄附金といたしまして、863万9,000円。合計で1,537万7,000円でございます。

なお、ただいま申し上げました金額につきましては平成25年度末の金額538万5,000円を含んでおりますのでご了解していただきたいと思います。それと、3,131万4,000円で収入があるんですけれども、取り崩しというか、それについては差し引いてございますので、ご了解していただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） ほかに。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。このふるさと納税はもともとの始まりというのが、それぞれの事業に賛同して、そこへ寄附していただくという、そういった制度ではなかったかと思うんですけれども、大多喜町ではこのコースにおいて、それぞれ具体的な事業というものは何か検討というのはされているんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 平成26年度におきましては、青少年の健全育成と教育の推進を図る事業といたしまして、学校音楽鑑賞教室の開催と海洋センターの備品購入ということで109万4,000円を充てることとなっております。そのほかにつきましては、今までの金額も非常に少なかったということで、それぞれの事業目的に入ったものは関係課と協議した上で町長に決定していただく予定であります。

また、今後、より具体的な事業ということで、指定したほうがいいのではないかと、現在協議を進めておりますので、その辺につきましては改正する方向で現在進んでおります。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、繰越明許費の電子計算業務費の扱いについて危惧をするものであります。正直申しますと、今、私はちょうどマイナンバー制について、本というか資料を読み始めたばかりで、きちんと理解し切っているという状況ではないのですが、住民にとって、国民にとって、非常に歓迎すべき制度かという、そうではない。

確かに今、課長の答弁ではデメリットがないような、そういうことをおっしゃいましたけれども、国がやろうとしていることですから、一番末端の執行機関については国は言うはずないだろうと思うので、そういう答弁になるかもしれませんけれども、こういう新しい制度を入れるときに専門家たちがどういう指摘をしているのかということに耳を傾けることって、非常に大事ではないかと思います。

私が生半可な理解の中で危惧を抱いているのは、納税と個人の資産までこの中できちんと国は管理し尽くそう、その中で社会保障の削減、あんな税金、こんなに滞納があるじゃない、かくかくしかじかじゃないか、これだけの資産があるのだから、あんなにはサービスは削るよ、もっと自己負担を多くしなさいとか、今そこまでしか勉強していないんですけれども、行政側にとってはメリットがあるかもしれないけれども、国民にとってはメリットがない。これ、1回番号がばれてしまって、すると取り返しのつかない、被害が非常に拡大する制度だ。何で私がこれを今勉強しなければと思ったかということ、実は後期高齢者でもこれが今、議案として出ているんです。その中で勉強し始めたんですけれども、成り済ましということもある。被害が非常に拡大することが予想されているので、その個人情報漏れないよう手だてをとろうとしているけれども、やる前から第三者委員会をつくるの何のというくらい、やっぱり事態は生半可ではない問題点も含んでいる。

しかも行政が使うだけではなくて、施行から3年経ったら今度それを民間に開放する。金融機関とかそういうところでも使えるようになる。そうしたら幾ら行政が漏れないようにと思っても、民間だったらもうけのために行ったり来たりするのは目に見えているわけで、本当に問題のあるらしいということ、私は今、どぎまぎしながら思っています。

何か、片方では秘密保護法があり、片方では国民の資産財産まできちんと押さえてしまおうという国の動きに対して、国が言うとおりの、ああそうですかという状況では今、ないであろうと思います。

国はこの制度、全国的に展開するのに3,000億円、それから、ランニングコストが年々三百何億円だということも、そこでは報告されております。半端なお金ではありません。そこまでしてやらなきゃならないものなのか、個人の資産も含む、そういうものを管理しなければならぬだろうか。私、きょう午前中、税理士さんと一緒だったんですけども、そこでも成り済ましてか、富裕層は海外に資産を逃すだろうとか、そういう話をしてらっしゃいましたけれども、ますます庶民が暮らしづらくなる一つのツールになるんだろうということを危惧して、私の反対討論といたします。

○議長（小高芳一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ここで暫時休憩といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

ここで暫時休憩といたします。

（午後 2時32分）

○副議長（吉野僖一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事の都合により、私、副議長、吉野がしばらくの間、議長の職務を務めます。

よろしく申し上げます。

（午後 2時43分）

◎日程の追加及び順序の変更

○副議長（吉野僖一君） ただいま、議長、小高芳一議員から議長の辞職願が提出されました。
お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（吉野僖一君） 異議ないと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議長の辞職

○副議長（吉野僖一君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、小高芳一議長の退場を求めます。

（12番 小高芳一君退場）

○議長（小高芳一君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（渡辺八寿雄君） 辞職願を朗読いたします。

辞職願。

大多喜町議会副議長、吉野僖一様。

このたび都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

平成27年1月30日、大多喜町議会議長、小高芳一。

以上であります。

○副議長（吉野僖一君） ただいま事務局長より辞職願を朗読いたしました。

お諮りします。

小高芳一議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（吉野僖一君） 異議なしと認めます。

したがって、小高芳一議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

小高芳一議員の入場を認めます。

（12番 小高芳一君入場）

○副議長（吉野僖一君） 小高芳一議員に申し上げます。

議長の辞職の件につきましてはただいま許可されましたので、ご報告申し上げます。

辞職されました小高芳一前議長からご挨拶があります。

○12番（小高芳一君） 議員の皆さん、そして執行部の皆さん、2年間大変お世話になりました。皆さんのご協力あるいはご支援でこの2年間、無事に議長職を務めさせていただきまして、心よりお礼を申し上げる次第でございます。

この2年間は議会がどうあるべきかずっと考えて行動してきました。地方分権の時代にあつて、自分たちの町は自立しなければいけない、こういう時代に議会がどういう役割を果たしていけばいいのか、今までのようにチェック機関であつたり、追認したり、あるいはまた大多喜町には立派な基本条例があります。そういう基本条例を飾りにしていいのか。これからの議会は自分たちで積極的に政策立案をし、あるいは決めていく、こんな議会でなければいけないというふうに常に思っていました。一人一人がやることは限界があると思います。議会がまとまって執行部と対峙しながらいろいろな、町民になる、肌で感じるそういう議員が政策をしっかり立案し、決めていく。これが議会だというふうに思っております。私もこの思いでこれからも一生懸命頑張らせていただきたいと思います。

本当に2年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（吉野僖一君） 小高芳一前議長には、大変ご苦労さまでした。

◎日程の追加及び順序の変更

○副議長（吉野僖一君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（吉野僖一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（吉野僖一君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

事務局は投票箱の準備をいたします。

(議場を閉める)

○副議長(吉野僖一君) ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に山田久子議員、野中眞弓議員、根本年生議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付をお願いします。

(投票用紙配付)

○副議長(吉野僖一君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(吉野僖一君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○副議長(吉野僖一君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

(事務局長点呼により議席順に投票)

○副議長(吉野僖一君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(吉野僖一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

山田久子議員、野中眞弓議員、根本年生議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○副議長(吉野僖一君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち

志関武良夫議員 7票

吉野僖一議員 2票

小高芳一議員 1票

野中眞弓議員 1票

以上のとおりです。この選挙の法定得票は3票です。

したがって、志関武良夫議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

○副議長(吉野僖一君) ただいま議長に当選されました志関議員が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、当選されました志関議員に議長当選の承諾及びご挨拶をお願いいたします。

○議長(志関武良夫君) 私、今、この議場におかれまして、新議長という大役を仰せつかりました。これにつきましては、これからの大多喜町を左右する大きな役目だと私は感じております。また、町長初め執行部の皆さんと議会が1つになってこれからの難題を切り抜けていくことが大切かなというふうに感じております。

これからの大多喜町、今置かれている一番の大きな問題は人口の減少、これによってさまざまな弊害が出ておることは明らかであります。その中で、やはりこの問題を一丸となって解決する方向で考えていくことが一番の大多喜町の町民にとって大きな幸せにつながる糧になるんじゃないかなというふうに思っております。

議員の皆さん方も、また執行部の皆さん方も一つになってこれから対応していきたいというふうに考えておりますので、皆さん方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○副議長(吉野僖一君) おめでとうございます。

以上で私の職務を終了させていただきます。

議員各位のご協力、まことにありがとうございました。

ここで新議長と交代します。

志関武良夫議長、議長席にお着き願います。

○議長（志関武良夫君） 議事進行につきまして、議員各位のご協力、よろしくお願い申し上げます。

◎日程の追加及び順序の変更

○議長（志関武良夫君） お諮りします。

議長選挙に伴い議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議席の一部変更を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議席の一部変更を行います。

◎議席の一部変更

○議長（志関武良夫君） 追加日程第3、議席の一部変更を行います。

議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部変更を行います。

12番議席ご着席の小高芳一議員の議席を7番に変更します。

お諮りいたします。

ここで暫時休憩といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 10分間の休憩にします。

（午後 3時06分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

（午後 3時18分）

◎日程の追加及び順序の変更

○議長（志関武良夫君） ただいま吉野僖一議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎副議長の辞職

○議長(志関武良夫君) 追加日程第4、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、吉野僖一議員の退場を求めます。

(9番 吉野僖一君退場)

○議長(志関武良夫君) 事務局長に辞職願を朗読させます。

お願いします。

○事務局長(渡辺八寿雄君) 辞職願、朗読いたします。

平成27年1月30日、大多喜町議会議長様。

大多喜町議会副議長、吉野僖一。

辞職願。

このたび都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長(志関武良夫君) お諮りします。

吉野僖一議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

したがって、吉野僖一議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

吉野僖一議員の入場を認めます。

(9番 吉野僖一君入場)

○議長(志関武良夫君) 吉野僖一議員に申し上げます。

副議長の辞職の件につきまして、ただいま許可されましたのでご報告いたします。

辞職されました吉野僖一前副議長からご挨拶をいただきたいと思っております。

お願いします。

○9番(吉野僖一君) 2年間、小高議長さんのもとで、町発展のためいろいろと皆さんの協力、助言をいただきまして、何とか任期を満了することができました。ここに改めてお礼申

し上げます。いろいろとお世話になりました。

○議長（志関武良夫君） 吉野副議長には、大変ご苦労さまでございました。

◎日程の追加及び順序の変更

○議長（志関武良夫君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（志関武良夫君） 追加日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の入り口を閉めてください。

（議場を閉める）

○議長（志関武良夫君） ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に山田久子議員、野中眞弓議員、根本年生議員を指名します。

投票用紙をお配りします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

お願いします。

（投票用紙配付）

○議長（志関武良夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(志関武良夫君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

(事務局長点呼により議席順に投票)

○議長(志関武良夫君) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまより開票を行います。

山田久子議員、野中眞弓議員、根本年生議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(志関武良夫君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち

野村賢一議員 7票

野中眞弓議員 2票

吉野僖一議員 1票

吉野一男議員 1票

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、野村賢一議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

○議長(志関武良夫君) ただいま副議長に当選されました野村賢一議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、当選されました野村賢一議員に副議長当選の承諾及びご挨拶をお願い申し上げます。

す。

野村賢一議員。

○副議長（野村賢一君） 今、副議長選挙で当選されました野村でございます。いろいろな意味で大変な時期の副議長ということで、議会運営のために一生懸命頑張りたいと思います。よろしくをお願いします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（志関武良夫君） よろしくをお願いします。

◎常任委員会委員の選任

○議長（志関武良夫君） 日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

お配りします。

常任委員会委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元にお配りしました常任委員会委員名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手元に配付しました常任委員会委員名簿のとおり選任することに決定しました。

常任委員会委員の任期は平成27年2月1日から平成29年1月24日までとなります。

各常任委員会委員が選任されましたので、議会委員会条例第9条の規定により、各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

なお、互選につきましては、議会委員会条例第9条第2項の規定により、各委員会の年長の委員が行うことになっていますので、よろしくをお願いします。

総務文教常任委員会は志関武良夫、私でございます。福祉経済常任委員会は麻生勇議員。互選のため議事進行など、その職務をお願いします。

なお、委員会の会場ですが、総務文教常任委員会は議員控室で、福祉経済常任委員会は図書室でそれぞれをお願いします。

それでは、委員長及び副委員長の決まるまでの間、しばらく休憩といたします。

（午後 3時35分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時46分）

○議長（志関武良夫君） ただいま各常任委員会で選出されました委員長、副委員長を報告します。

総務文教常任委員会、私のほうからご報告させていただきます。

委員長 江澤勝美議員

副委員長 吉野僖一議員

よろしく申し上げます。

福祉経済常任委員会のほう、麻生議員のほうからご報告願います。

○4番（麻生 勇君） それでは報告いたします。

福祉経済常任委員会 委員長 小高芳一議員

副委員長 私、麻生勇

よろしく申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 以上のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（志関武良夫君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元にお配りしました指名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

任期は平成27年2月1日から平成29年1月24日までとなります。

議会運営委員会委員が選任されましたので、議会委員会条例第9条の規定により、議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

なお、互選につきましては、議会委員会条例第9条第2項の規定により、委員会の年長の

委員が行うことになっていきますので、よろしくお願いします。

江澤勝美議員に互選のための議事進行など、その職務をお願いします。

よろしくお願いします。

(「会場はどこ」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 会場は、議長室をお願いします。

しばらく休憩に入ります。

(午後 3時49分)

○議長(志関武良夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時54分)

○議長(志関武良夫君) ただいま議会運営委員会で選出されました委員長、副委員長を報告します。

報告につきましては、江澤議員のほうからお願いします。

○6番(江澤勝美君) それでは、報告させていただきます。

ただいま選任されました議会運営委員の方々と協議しました結果、

委員長 私、江澤勝美

副委員長 小高芳一議員

よろしくお願いします。

○議長(志関武良夫君) 以上のとおり、よろしくお願いします。

◎休会について

○議長(志関武良夫君) これで本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。

本定例会は議事の都合により明日31日から3月31日まで休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

よって、明日31日から本年3月31日までを休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（志関武良夫君） 本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時55分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成27年 4月14日

議 長 志 関 武 良 夫

前 議 長 小 高 芳 一

前 副 議 長 吉 野 僖 一

署 名 議 員 吉 野 僖 一

署 名 議 員 山 田 久 子